

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 2号 令和7年度岩国市一般会計補正予算（第5号）

議案第 9号 令和8年度岩国市一般会計予算

以上2議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第10号 令和8年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第16号 令和8年度錦帯橋管理特別会計予算

議案第25号 岩国市行政手続条例の一部を改正する条例

議案第26号 岩国市特別職の指定等に関する条例の一部を改正する条例

議案第27号 岩国市集会所条例の一部を改正する条例

議案第28号 錦帯橋条例の一部を改正する条例

議案第39号 新岩国駅前広場整備工事請負契約の一部変更について

議案第40号 財産の無償譲渡について

議案第41号 指定管理者の指定について

議案第42号 指定管理者の指定について

議案第43号 指定管理者の指定について

議案第44号 指定管理者の指定について

議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第56号 岩国市過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第57号 岩国市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

以上17議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 3号 「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める請願

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第9号 令和8年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

総務費の特定防衛施設周辺整備費の愛宕スポーツコンプレックス管理運営費に関し、委員中から、「愛宕スポーツコンプレックスは、国が全額費用を負担して建設し、米側に提供した施設であるが、岩国市が管理運営費を負担しなければならない理由は何か」との質疑があり、

当局から、「当該施設は国が建設し、日米地位協定に基づいて米側に提供され、岩国市と米側で共同利用するという関係にあるが、共同利用の実態として利用者の9割は岩国市民を含む日本人であることから、管理運営に係る経費は大部分を本市が国からの交付金を

主な財源として負担し、残りを米側が負担している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、9条交付金の当該提供施設に係る維持管理費への適用関係について質疑があり、

当局から、「9条交付金は、もともと地方公共団体が公共施設を整備する際の、いわゆるハード部分しか充たっていなかったが、整備後の施設の維持管理費が自治体の負担になっていたことから、本市も9条交付金が維持管理等のソフト事業にも充てられるように国に要請し、国もそれに応えて要綱を改正した。本施設の米側との共同使用における維持管理費については、現地実施協定に基づいて、それぞれ応分の負担をしていく仕組みとなっており、その市の負担分の財源として9条交付金を充てることは、防衛省の承諾を得ている」との答弁がありました。

続いて、総務費の総務管理費の錦川鉄道経営対策事業費補助金に関し、

委員中から、「財源の過疎債は過疎地域計画を県に提出した後、国から県を通じて市に配分されると聞いているが、このたびの錦川清流線の存続が決定されたことを受け、同計画の提出後に追加で当該補助金を過疎債で対応する場合、その部分について県から上乗せ配分はあるのか」との質疑があり、

当局から、「当該補助金は今年度の決算見込み、今年度の経常損失に対して支払う補助金である。財源として過疎債を充てる場合、国から配分される枠が錦川鉄道に着目して新規で上乗せ配分されることはない」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「錦川清流線の存続に伴い、錦川鉄道に係る補助金に過疎債を充てる場合、ほかの過疎地域における事業に影響がないように財源を確保できるのか」との質疑があり、

当局から、「今後は過疎債をはじめとする地方債や国の交付金の活用も含めて、財源の検討を行ってまいりたい」との答弁がありました。

続いて、総務費の消防費の旧岩国地区消防組合消防庁舎解体事業に関し、

委員中から、本事業のスケジュールについて質疑があり、

当局から、「本事業は、老朽化した施設を除却し、周辺的安全確保及び土地の有効活用を図るため、令和7年度は解体工事費の設計と周辺の家屋調査を実施し、令和8年度から解体工事を開始することとしている。本件は契約議案として、現在の予定では令和8年9月定例会で議会の承認がいただければ、同年10月からの着工を考えている。工期については約1年間と見込み、令和9年9月頃の完成を目指している。その後、令和10年度に不動産鑑定評価書を取得した上で、一般競争入札での売却を考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、解体後の利用方法と売却先に条件をつけることについて質疑があり、

当局から、「本施設はイエローゾーンに所在することから、防災・減災をはじめとする行政的な活用、民間での公共的な使用は現時点では考えておらず、民間事業者等への売却を考えている。売却に当たっては一般競争入札が基本となるが、条件付一般競争入札という方法もあり、条件をつけることについては、必要に応じて地元の声も聞きながら総合的に判断してまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「解体時の騒音対策や通学路の安全確保等について、地元への説明はあるのか」との質疑があり、

当局から、「解体の工事業者が決まり、工事に着手する前には、自治会の集まりなどに参加して、説明させていただきたいと考えている」との答弁がありました。

続いて、債務負担行為の公共施設包括管理業務委託に関し、

委員中から、「本件は新たに制度を設けて実施していくものと聞いているが、岩国市ふるさと産業振興条例にあるように、市内事業者の活用は担保されるのか」との質疑があり、

当局から、「公共施設包括管理業務委託は、公民連携により業務水準の統一・向上や事務の効率化を図るため、これまで課や施設ごとにそれぞれ発注していた清掃、警備、設備点検、保守管理業務及び修繕について、取りまとめ課が一括して包括管理事業者に複数年による業務契約を行うものである。これまでどおり市内事業者が受注を確保できるよう、包括事業者の公募の際は、市内事業者を制度の導入前と同等以上に活用することを条件として公募する予定としており、制度の導入により市内事業者への発注が減るといった影響はないものと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「市内事業者を制度の導入前と同等以上に活用することについては、契約条項に明記されるのか」との質疑があり、

当局から、「プロポーザル方式で契約事業者を決定する予定であるが、募集の際の仕様書には必ずその文言を入れ、その成果をチェックする内容も取り込んで、市内事業者の受注機会を担保してまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「本予算案については、基地問題や同和問題に対する市の方向性の点から反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。